

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和6年3月18日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月18日

北陸地方整備局長 遠藤 仁彦

- | | | | |
|---|------------|--|------------------------|
| 1 | 道路の種類及び路線名 | 占用を制限する区域 | 図面縦覧場所 |
| | 一般国道7号 | 新潟市東区紫竹5丁目1095番2 から 同市東区南紫竹1丁目1287番4 まで | 北陸地方整備局及び 同局新潟国道事務所 |
- 2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占用の制限の開始の期日 令和6年3月19日

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

北陸地方整備局長 遠藤 仁彦

1 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道8号 上越市大字安江字太田300番1 から
同市大字下源入字腰前173番7 まで

図面縦覧場所

北陸地方整備局及び
同局高田河川国道事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日 令和6年3月30日

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

北陸地方整備局長 遠藤 仁彦

1 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道8号 高岡市福岡町下叢新386番 から
同市福岡町大滝271番 まで

図面縦覧場所

北陸地方整備局及び
同局富山河川国道事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日 令和6年3月30日

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

北陸地方整備局長 遠藤 仁彦

- 1 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域
一般国道41号 富山市上袋694番 から
同市上袋728番1 まで

図面縦覧場所
北陸地方整備局及び
同局富山河川国道事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日 令和6年3月30日